

北海道日高振興局告示第21号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年（2025年）3月27日

北海道日高振興局長 高見 芳彦

- | | | |
|---|--------------------|---------------------------------|
| 1 | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 沙流郡日高町富川北7丁目229-1のうち（第4工区） |
| 2 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 | 沙流郡日高町門別本町210番地の1
日高町長 大鷹 千秋 |
| 3 | 開発許可年月日及び番号 | 令和6年（2024年）7月3日
日建指第変更6-2号指令 |